

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学（以下「本学」という。）では、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため、以下のとおり不正防止対策の基本方針を定めます。

1. 責任体系の明確化

本学では、公的研究費を適正に管理するため、以下のとおり責任者を置き、学内外に公表します。

- ・最高管理責任者：学長
- ・統括管理責任者：副学長（内部調整担当）
- ・コンプライアンス推進責任者：学科長並びに大学事務局長

2. 構成員の意識の向上と浸透

本学では、研究倫理綱領を定め、コンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動を定期的に行い、公的研究費の運営・管理に関するすべての構成員の意識の向上と浸透を図ります。

3. ルールの明確化・統一化

本学では、公的研究費の使用や事務処理等に関する学内で統一したルールを定め、構成員への周知を図ります。

4. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の明確化

本学では、公的研究費の不正に関する通報に対応するために、法人事務局経理課に受付窓口を設置しています。また、公的研究費の不正に関する調査の手続きや、懲戒等の手続きを規程において明確に定めています。

5. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学では、研究倫理委員会を設置し、研究及び研究費に係る具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認します。

6. モニタリングの実施

本学では、公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止を図るため、内部監査を実施します。